

子どもたちの笑顔 みんなの宝

子育て支援 デンタルネグレクトからの気付き

学校関連の要点

- う蝕を有する子どもは減少傾向にあるものの、学校歯科検診や臨床の場等において、時として、多くの重度のう蝕や歯肉炎をみかけることがあります。
- 一方で、虐待を受けた子どもや、何らかの要因で保護者から十分な養育を受けることができない子どもの場合、通常よりも多くのう蝕を有していることが指摘されています。
- 歯科医師はこれまでも、歯科疾患の予防や治療を通して子どもの健やかな成長(子育て)を支援して参りましたが、この度、広く「子育て支援」の観点から、学校歯科検診や臨床の場等における、子どもや保護者の気になる様子を、“気付き”情報として積極的に関連機関に提供することとしました。
- この取組みは、広島県歯科医師会として組織的に推進するものであり、“みんなの宝である子どもたちの笑顔”を守ることを目的としています。
学校を始め関連機関の方々のご理解とご協力をお願いいたします。

I. 学校歯科保健に対する広島県歯科医師会の基本姿勢

広島県歯科医師会では、歯科医師が健康診断を通じて歯・口腔の健康の維持増進に寄与するだけでなく、基本的な生活習慣や生活態度にまで目を向けて、子どもたちの心身の健全な健康づくりに貢献できると考えています。

学校等と 学校歯科医・嘱託歯科医との 緊密な協力体制の確立

子どもたちの歯・口腔の健康増進を図るためには、学校歯科医・嘱託歯科医は学校等（保育所を含む）と子どもたちの健康状態や管理に関して共通認識を持ち、一層緊密な協力体制を築くことが必要であると考えています。

歯・口腔の健康診断と 管理・指導

歯・口腔の健康診断をもとに、健康管理や指導を充実させるためには、歯科医師（学校歯科医・かかりつけ歯科医）は学校等と協力するとともに、役割を分担することも重要です。歯科医師は専門的立場から、生活習慣や態度にまで目を向けて、歯・口腔の健康管理を行います。

歯・口腔の健康増進と デンタルネグレクトの気付き

子どもたちのう蝕は減少し、口腔疾患への対応が早期発見・早期治療から予防へとシフトしている中で、多くの重度う蝕や歯肉炎を保有した子どもが時として見受けられます（デンタルネグレクト）。

デンタルネグレクトへの対応と 子育て支援・児童虐待予防への貢献

デンタルネグレクトの背景には、保護者の育児疲れや子育て不安、児童虐待の芽が潜んでいる可能性があることが指摘されています。学校歯科医やかかりつけ歯科医から提供される気付き情報は、子どもたちの心身の健全な育成のために、役立つものと考えています。

デンタルネグレクト

ネグレクトという用語は、児童虐待の中で使用され、養育放棄あるいは保護の怠慢と理解されています。歯科医療の立場では、「保護者による適切な歯科的管理がなされておらず、必要な治療を受けさせることなく、多数歯にわたるう蝕や歯肉腫脹の放置などがある状態」をデンタルネグレクトといいます。

Ⅱ.子育て支援・児童虐待予防に対する歯科からのアプローチの意義と歯科医師の役割

歯科からのアプローチの意義

う蝕や歯周病(歯肉炎)は生活習慣病の一つです。歯・口腔の状態は、健康に対する関心と認識及び生活態度や習慣によって大きく影響を受けますし、子どもたちや保護者の健康管理に対する姿勢も反映します。

私たち歯科医師は、健康診断時の様子、健康診断票、事後措置の様子などをもとにして、デンタルネグレクトや生活態度・習慣に関する不自然さに気付くことができます。ここに子育て支援・児童虐待予防に対する歯科からのアプローチの意義があると考えています。

◎不自然さへの気付きの場と要点についてまとめたものです

気付きの場	気付きの要点
健康診断のとき	・身体に触られることを嫌がる ・他の児童に比べ、発育状態が悪い ・なんとなくおどおどしている ・検診時によく欠席している など
健康診断票から	・非常に多くのう蝕を有している ・広範な歯肉異常が認められる ・前回の検診以降、う蝕の数や歯肉の状態にあまり変化がない ・前回の検診以降、急にう蝕が多発し歯肉の状態が著しく悪化している など
治療勧告書から	・前回の検診で治療勧告書が出ているにもかかわらず、治療をした形跡がない ・治療勧告書の回収がなされていない など
治療・検査のための受診から	・治療が中断されている ・受診中に何らかの不自然さを覚える など

歯科医師の役割

健康相談や個別指導を行い、必要に応じて経済的補助制度が利用されたにもかかわらず、口腔内状況の改善が見られない場合や治療勧告が効果を上げていない場合、あるいはかかりつけ歯科医から治療の中断や未完了の報告があった子どもは、大きな問題を抱えていることが疑われます。

気付きに該当する子どもがいた場合には、歯科医師はう蝕や歯周病の治療という観点に立ちながらも、子どもの人権擁護の面から対応することが必要であるとの立場から、学校等に情報を提供します。

気付きに該当する子どもがいた場合には、歯科医師はう蝕や歯周病の治療という観点に立ちながらも、子どもの人権擁護の面から対応することが必要であるとの立場から、学校等に情報を提供します。

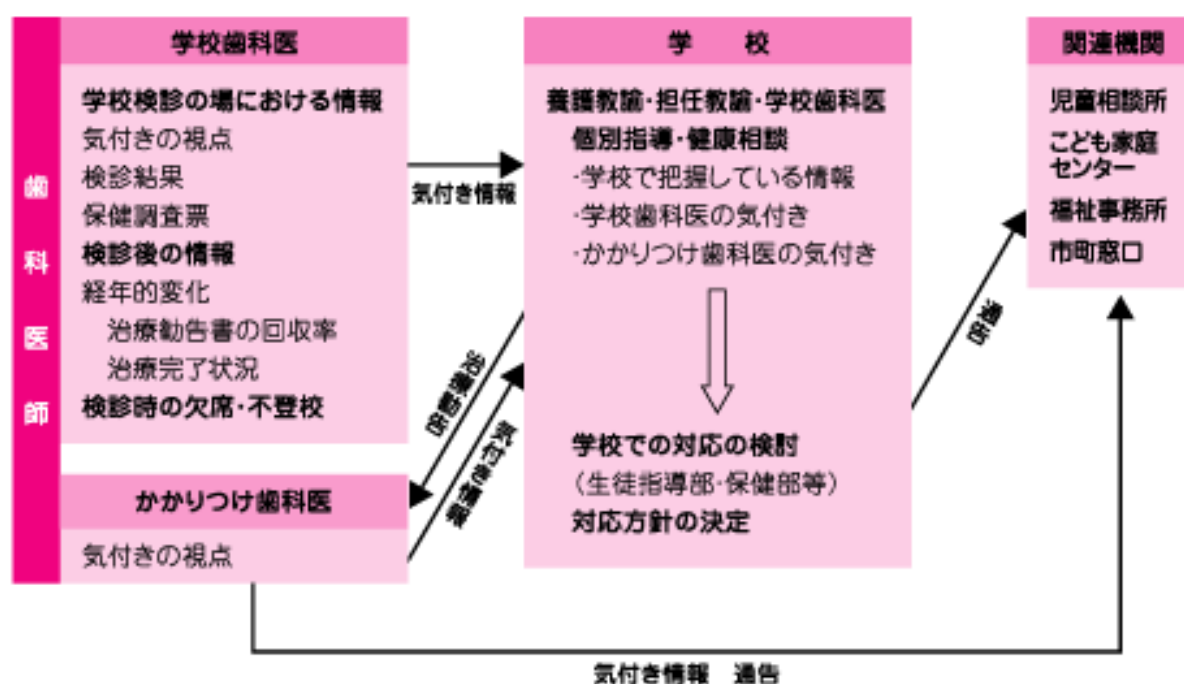
Ⅲ.学校等との連携

学校歯科医が、学校等での健康診断あるいは健康診断票から不自然さに気付いたときには、養護教諭や担任教諭・健康診断の担当者に情報を提供します。

また、事後措置としての治療や管理は学校歯科医を含むかかりつけ歯科医のもとでなされるため、学校等と学校歯科医を始めとするかかりつけ歯科医との連携は密でなければなりません。

歯科医療機関で子どもや保護者の不自然さに気付いた場合、あるいは子どもの虐待が疑われる場合には、かかりつけ歯科医は学校へ気付き情報を提供するとともに、直接関連機関に情報・通告することになります。

◎歯科医師等が不自然さを感じた場合の連携図



広島県歯科医師会では、これらの考え方を県内の歯科医師会会員に傳達したところですが、これらの取り組みが各地域で実践されるよう、会員への更なる意識啓発に努力しているところです。

学校では、歯科医師からの情報を受け、学校等で保有している多くの情報や学校医の情報などをもとに、指導や支援が必要な子どもたちに適切な対応がなされるものと期待しています。

広島県歯科医師会では、学校等と歯科医師の協力を一つのステップとして、地域並びに関連機関と協力することで、子どもたちの健全な发育環境の整備をしていきたいと考えています。